

## 許可等の有効期間の延長に関する法律案参照条文

○ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「不動産の鑑定評価」とは、土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の経済価値を判定し、その結果を価額に表示することをいう。

2 この法律において「不動産鑑定業」とは、みずから行なうと他人を使用して行なうとを問わず、他人の求めに応じ報酬を得て、不動産の鑑定評価を業として行なうことをいう。

3 この法律において「不動産鑑定業者」とは、第二十四条の規定による登録を受けた者をいう。

（欠格条項）

第十六条 次の各号の一に該当する者は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を受けることができない。

一 五 （略）

六 第二十条第四号又は第四十条第一項若しくは第三項の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者

七 第四十条第一項又は第二項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第二十条第一号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者

（不動産鑑定業者の登録）

第二十二条 不動産鑑定業を営もうとする者は、二以上の都道府県に事務所を設ける者にあつては国土庁に、その他の者にあつてはその事務所の所在地の属する都道府県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録を受けなければならない。

2 不動産鑑定業者の登録の有効期間は、三年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き不動産鑑定業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされるときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第二十三条 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者（以下この節において「登録申請者」という。）は、総理府令で定めるところにより、二以上の都道府県に事務所を設けて不動産鑑定業を営む者にあつては国土庁長官に、その他の者にあつてはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一 名称又は商号

二 個人であるときはその氏名、法人であるときはその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下この節において同

じ。の氏名

三 事務所の名称及び所在地

四 事務所ごとの選任の不動産鑑定士の氏名（不動産鑑定士である登録申請者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行なう事務所にあつては、その旨）

2 前項の登録申請書には、総理府令で定めるところにより、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 不動産鑑定業経歴書

二 事務所ごとの不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の氏名を記載した書面

三 第二十五条各号に該当しないことを誓約する書面

四 第三十五条第一項に規定する要件を備えていることを証する書面

五 その他総理府令で定める書面

（登録の実施）

第二十四条 国土庁長官又は都道府県知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を不動産鑑定業者登録簿に登録しなければならない。

（登録の拒否）

第二十五条 国土庁長官又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添附書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは不動産の鑑定評価に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三 第十六条第六号又は第七号に該当する者

四 第三十条第六号又は第四十一条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から三年を経過しない者

五 第四十一条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第二十九条第一号に該当し、第三十条第一号又は第二号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者

六 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者で、その法定代理人が前各号の一に該当するもの

七 法人で、その役員のうち第一号から第五号までの一に該当する者のあるもの

（登録換え）

第二十六条 不動産鑑定業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、国土庁長官又は都道府県知事に登



録換えの申請をしてその登録を受けなければならない。

- 一 国土庁長官の登録を受けている者が、一の都道府県を除きその他の都道府県における事務所を廃止するとき。
  - 二 都道府県知事の登録を受けている者が、その都道府県以外の都道府県にも事務所を設けるとき。
  - 三 都道府県知事の登録を受けている者が、その都道府県における事務所を廃止して、他の都道府県に事務所を設けるとき。
- 2 国土庁長官又は都道府県知事は、前項の申請に基づき登録をしたときは、ただちに、その旨を従前の登録をした都道府県知事又は国土庁長官に通知しなければならない。

3 第一項の登録換えは、更新の登録とみなしてこの法律の規定を適用する。

(廃業等の届出)

第二十九条 不動産鑑定業者が次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める者は、その日(第二号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その不動産鑑定業者の登録をした国土庁長官又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一 不動産鑑定業を廃止したとき。 不動産鑑定業者であつた個人又は不動産鑑定業者であつた法人を代表する役員

二(略)

(登録の消除)

第三十条 国土庁長官又は都道府県知事は、次の各号の一に掲げる場合には、当該不動産鑑定業者の登録を消除しなければならない。

一 前条の規定による届出があつたとき。

二 前条の規定による届出がなくて同条各号の一に該当する事実が判明したとき。

三(略)

六 偽りその他不正の手段により不動産鑑定業者の登録を受けたことが判明したとき。

(無登録業務の禁止)

第三十三条 不動産鑑定業者の登録を受けない者は、不動産鑑定業を営んではならない。

(不動産鑑定士の設置)

第三十五条 不動産鑑定士でない不動産鑑定業者は、その事務所ごとに選任の不動産鑑定士を一人以上置かなければならない。不動産鑑定士である不動産鑑定業者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行なわなない事務所についても、同様とする。

2 (略)

(秘密を守る義務)

第三十八条 不動産鑑定業者並びにその業務に従事する不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。不動産鑑定業者がその不動産鑑定業を廃止し、又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補がその不動

産鑑定業者の業務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

(不当な鑑定評価等についての懲戒処分)

第四十条 国土庁長官は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が、不動産鑑定業者の業務に関し、故意に、不当な不動産の鑑定評価を行なつたときは、懲戒処分として、一年以内の期間を定めて、不動産鑑定業者の業務に関し不動産の鑑定評価を行なうことを禁止し、又はその不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補の登録を消除することができる。不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が、第三十三条又は第三十八条の規定に違反したときも、同様とする。

2 国土庁長官は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が、不動産鑑定業者の業務に関し、相当の注意を怠り、不当な不動産の鑑定評価を行なつたときは、懲戒処分として、一年以内の期間を定めて、不動産鑑定業者の業務に関し不動産の鑑定評価を行なうことを禁止することができる。

3 国土庁長官は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が、前二項の規定による禁止の処分に違反したときは、その不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録を消除することができる。

(不動産鑑定業者に対する監督処分)

第四十一条 国土庁長官又は都道府県知事は、その登録を受けた不動産鑑定業者が次の各号の一に該当するときは、その不動産鑑定業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその登録を消除することができる。

一 この法律又はこの法律に基づく国土庁長官若しくは都道府県知事の処分に違反したとき、二 不動産鑑定業者の業務に従事する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が、前条の規定による処分を受けた場合において、その不動産鑑定業者の責めに期すべき理由があるとき。



○ 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）（抄）

（定義）

第二条（略）

257（略）

8 この法律において「金融先物取引業」とは、業として金融先物取引等の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けること（以下「金融先物取引等の受託等」という。）をいう。

9 この法律において「金融先物取引業者」とは、第五十六条の許可を受けて金融先物取引業を営む法人をいう。

（許可）

第五十六条 金融先物取引業は、大蔵大臣の許可を受けた法人（外国の法令に準拠して設立された法人については、国内に営業所又は事務所を有するものに限る。）でなければ、営むことができない。

（許可の申請）

第五十八条 第五十六条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一56（略）

2（略）

（許可の基準）

第五十九条 大蔵大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 許可申請者がその営もうとする業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その者の当該業務の収支の見込みが良好なものであること。

二 許可申請者が、その人的構成に照らして、その営もうとする業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。

2 大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、許可申請者が第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、第五十六条の許可をしなければならない。

（許可の有効期間）

第六十条 第五十六条の許可の有効期間は、許可の日から起算して三年とする。

（許可の有効期間の更新）

第六十一条 第五十六条の許可の有効期間（この項の規定による有効期間の更新を受けた場合における当該有効期間の更新に係る同条の許可の有効期間を含む。以下同じ。）の満了の後引き続き当該許可に係る金融先物取引業を営もうとする者は、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の

行う有効期間の更新を受けなければならない。

2 第五十七条から第五十九条までの規定は、有効期間の更新について準用する。

3 第五十六条の許可の有効期間の満了の日までに有効期間の更新の申請があつた場合において、その申請について有効期間の更新の承認又は拒否の通知があるまでの間は、当該申請に係る同条の許可は、同条の許可の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、有効期間の更新が承認されたときは、当該有効期間の更新に係る第五十六条の許可の有効期間は、従前のその許可の有効期間の満了する日の翌日から起算するものとする。

○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）（抄）  
（登録）

第十二条の二 次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

一 建築物における清掃を行う事業

二 建築物における空気環境の測定を行う事業

三 建築物における飲料水の水质検査を行う事業

四 建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業

五 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生省令で定める動物の防除を行う事業

六 建築物における清掃、空気環境の測定及び飲料水の水质検査であつて、建築物における衛生的環境の通常的管理に必要な厚生省令で定める程度のもを併せて行う事業

2 都道府県知事は、前項の登録の申請があつた場合において、その申請に係る営業所のその登録に係る事業を行うための機械器具その他の設備及びその事業に従事するものの資格が厚生省令で定める基準に適合すると認めるときは、登録をしなければならぬ。

3 前項の基準は、多数の者が使用し、又は利用する建築物について第一項各号に掲げる事業の業務を行うのに必要かつ十分なものでなければならぬ。

4 厚生大臣は、第二項の基準を定める場合には、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

5 登録の有効期間は、三年とする。

6 前各項に規定するもののほか、登録の申請その他登録に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

（登録の表示）

第十二条の三 前条第一項の登録を受けた者（以下「登録業者」という。）は、同項の登録に係る営業所（以下「登録営業所」という。）について、同項第一号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物清掃業と、同項第二号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物空気環境測定業と、同項第三号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物飲料水水质検査業と、同項第四号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物貯水槽清掃業と、同項第五号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物ねずみこん虫等防除業と、同項第六号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物環境衛生一般管理業と表示することができる。

（登録の取消し）

第十二条の四 都道府県知事は、登録営業所が、第十二条の二第二項の基準に適合しなくなったときは、その登録を取り消すことができる。



○ 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）（抄）

〔営業施設の基準〕

第二十条 都道府県知事は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

〔営業許可〕

第二十一条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

② 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合ふと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第二十二條から第二十四條までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二號のいずれかに該当する者があるもの

③ 都道府県知事は、第一項の許可に四年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。

〔営業許可の取消し、営業の禁止又は停止〕

第二十三条 都道府県知事は、営業者が第十一条第二項、第十四条第一項、第十五条第四項、第十九条の十七第一項若しくは第十九条の十八第三項の規定に違反した場合、第二十一条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項の規定による条件に違反した場合においては、同条第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

○ 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）（抄）

（営業の指定）

第五条 法第二十条の規定により都道府県知事が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

一 飲食店営業（一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、次号に該当する営業を除く。）

二 喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）

三 菓子製造業（パン製造業を含む。）

四 アイスクリーム類製造業（アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍



結させた食品を製造する業者をいう。)

五 乳処理業(牛乳(脱脂粉乳その他牛乳に類似する外観を有する乳飲料を含む。))又は山羊乳を処理し、又は製造する営業をいう。)

六 特別牛乳さく取処理業(牛乳をさく取し、殺菌しないか、又は低温殺菌の方法によつて、これを厚生省令で定める成分規格を有する牛乳に処理する営業をいう。)

七 乳製品製造業(粉乳、れん乳、はつ酵乳、クリーム、バター、チーズその他乳を主要原料とする食品(牛乳に類似する外観を有する乳飲料を除く。))を製造する営業をいう。)

八 集乳業(生牛乳又は生山羊乳を集荷し、これを保存する営業をいう。)

八の二 乳類販売業(直接飲用に供される牛乳、山羊乳若しくは乳飲料(保存性のある容器に入れ、摂氏百十五度以上で十五分間以上加熱殺菌したものを除く。))又は乳を主要原料とするクリームを販売する営業をいう。)

八の三 食肉処理業(食用に供する目的で食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第二条第一号に規定する食鳥以外の鳥若しくはと畜場法(昭和二十八年法律第一百四十四号)第二条第一項に規定する獣畜以外の獣畜をと殺し、若しくは解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業をいう。)

九 食肉販売業

十 食肉製品製造業(ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものを製造する営業をいう。)

十一 魚介類販売業(店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売する営業及び次号に該当する営業を除く。)

十二 魚介類せり売営業(鮮魚介類を魚介類市場においてせりの方法で販売する営業をいう。)

十三 魚肉ねり製品製造業(魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを製造する営業を含む。)

十四 食品の冷凍又は冷蔵業

十四の二 食品の放射線照射業

十五 清涼飲料水製造業

十六 乳酸菌飲料製造業

十七 氷雪製造業

十八 氷雪販売業

十九 食用油脂製造業

二十 マーガリン又はショートニング製造業

二十一 みそ製造業

二十二 醤油製造業

- 二十三 ソース類製造業（ウスターソース、果実ソース、果実ビュレール、ケチャップ又はマヨネーズを製造する営業をいう。）
- 二十四 酒類製造業
- 二十五 豆腐製造業
- 二十六 納豆製造業
- 二十七 めん類製造業
- 二十八 そうざい製造業（通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含む。）、焼物（いため物を含む。）、揚物、蒸し物、酢の物又はあえ物を製造する営業をいい、第十号、第十三号又は第二十五号に該当する営業を除く。）
- 二十九 かん詰又はびん詰食品製造業（前各号に該当する営業を除く。）
- 三十 添加物製造業（法第七条第一項の規定により規格が定められた添加物を製造する営業をいう。）



○ 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）（抄）

（開設の許可）

第五条 薬局は、その所在地の都道府県知事の許可を受けなければ、開設してはならない。

2 前項の許可は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

（許可の基準）

第六条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。

一 その薬局の構造設備が、厚生省令で定める基準に適合しないとき。

一の二 その薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が厚生省令で定める員数に達しないとき。

二 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。第十三条第二項第三号及び第十九条の二第二項において同じ。）が、次のイからホまでのいずれかに該当するとき。

イ 第七十五条第一項の規定により許可を取り消され、取消の日から三年を経過していない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者

ハ イ及びロに該当する者を除くほか、この法律、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）その他薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない者

ニ 禁治産者、精神病患者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

ホ その性癖素行に照らして、薬局を管理する薬剤師の第九条に規定する義務の遵行を著しく阻害することが明白である者

（医薬品の販売業の許可）

第二十四条 薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列（配置することを含む。以下同じ。）してはならない。ただし、医薬品の製造業者又は輸入販売業者が、その製造し、又は輸入した医薬品を、薬局開設者又は医薬品の製造業者若しくは販売業者に販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するときは、この限りでない。

2 前項の許可は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

（医薬品の販売業の許可の種類）

第二十五条 医薬品の販売業の許可を分けて、次のとおりとする。

一 一般販売業の許可

二 薬種商販売業の許可

三 配置販売業の許可

#### 四 特例販売業の許可

(許可の取消し等)

第七十五条 厚生大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者又は輸入販売業者について、都道府県知事は、薬局開設者、医薬品の販売業者又は第三十九条第一項の医療用具の販売業者若しくは賃貸業者について、この法律その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があつたとき、又はこれらの者（これらの者が法人であるときは、その業務を行う役員を含むものとし、法人たる薬種商又は配置販売業者については、さらに第二十八条第二項の規定に基づく政令で定める者を含むものとする。）が第六条第二号（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項第三号（第二十三条において準用する場合を含む。）、第二十八条第三項第二号若しくは第三十条第二項第一号の規定に該当するに至つたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者又は輸入販売業者について前項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。



○ 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百二号）（抄）

（営業の登録）

第四条 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録は、製造所又は営業所ごとに厚生大臣が、販売業の登録は、店舗ごとにその店舗の所在地の都道府県知事が行う。

2 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けようとする者は、製造業者にあつては製造所、輸入業者にあつては営業所ごとに、その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て、厚生大臣に申請書を出さなければならない。

3 毒物又は劇物の販売業の登録を受けようとする者は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。

4 製造業又は輸入業の登録は、五年ごとに、販売業の登録は、三年ごとに、更新を受けなければ、その効力を失う。

（登録基準）

第五条 厚生大臣又は都道府県知事は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者の設備が、厚生省令で定める基準に適合しないと認めるとき、又はその者が第十九条第二項若しくは第四項の規定により登録を取り消され、取消の日から起算して二年を経過していないものであるときは、第四条の登録をしてはならない。

（登録事項）

第六条 第四条の登録は、左の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 製造業又は輸入業の登録にあつては、製造し、又は輸入しようとする毒物又は劇物の品目

三 製造所、営業所又は店舗の所在地

（登録の取消等）

第十九条 厚生大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者について、都道府県知事は、販売業の登録を受けている者について、これらの者の有する設備が第五条の規定に基づく厚生省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、相当の期間を定めて、その設備を同条の規定に基づく厚生省令で定める基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の命令を受けた者が、その指定された期間内に必要な措置をとらないときは、厚生大臣又は都道府県知事は、その者の登録を取り消さなければならない。

3 厚生大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の毒物劇物取扱責任者について、都道府県知事は、販売業の毒物劇物取扱責任者について、その者にこの法律に違反する行為があつたとき、又はその者が毒物劇物取扱責任者として不適当であると認めるときは、その毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者に対して、その変更を命ずることができる。

4 厚生大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者について、都道府県知事は、販売業の登録を受けている者又は特定毒物研

究者について、これらの者にこの法律又はこれに基づく処分違反する行為があつたときは、その登録若しくは特定毒物研究者の許可を取り消し、又は期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

5 都道府県知事は、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者について前各項の規定による処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。



○ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 二十五（略）

二十六 向精神薬取扱者 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者、病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者という。

二十七 向精神薬営業業者 病院等の開設者及び向精神薬試験研究施設設置者以外の向精神薬取扱者をいう。

二十八 向精神薬輸入業者 厚生大臣の免許を受けて、向精神薬を輸入することを業とする者をいう。

二十九 向精神薬輸出業者 厚生大臣の免許を受けて、向精神薬を輸出することを業とする者をいう。

三十 向精神薬製造製剤業者 厚生大臣の免許を受けて、向精神薬を製造すること（向精神薬を精製すること、及び向精神薬に化学的变化を加えて他の向精神薬にすることを含む。以下同じ。）、向精神薬を製剤すること（向精神薬に化学的变化を加えないで他の向精神薬にすることをいう。ただし、調剤を除く。以下同じ。）、又は向精神薬を小分けすること（他人から譲り受けた向精神薬を分割して容器に収めることをいう。以下同じ。）を業とする者をいう。

三十一 向精神薬使用業者 厚生大臣の免許を受けて、向精神薬に化学的变化を加えて向精神薬 以外の物にすることを業とする者をいう。

三十二 向精神薬卸売業者 都道府県知事の免許を受けて、向精神薬取扱者（向精神薬輸入業者を除く。）に向精神薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

三十三 向精神薬小売業者 都道府県知事の免許を受けて、向精神薬を記載した処方せん（以下「向精神薬処方せん」という。）により調剤された向精神薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

三十四 四十三（略）

（免許）

第五十条 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者の免許は、厚生大臣が、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許は、都道府県知事が、それぞれ向精神薬営業所ごとに行う。

2 次の各号の一に該当するときは、免許を与えないことができる。

一 その業務を行う施設の構造設備が、厚生省令で定める基準に適合しないとき。

二 次のイからヘまでの一に該当する者であるとき。

イ 第五十一条第二項の規定により免許を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者

ハ イ又はロに該当する者を除くほか、この法律、大麻取締法、あへん法、薬剤師法、薬事法その他薬事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない者

ニ 禁治産者

ホ 精神病患者、麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者

ヘ 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちイからホまでの一に該当する者があるもの

(免許の有効期間)

第五十条の二 向精神薬営業者の免許の有効期間は、免許の日から三年とする。

(免許の失効)

第五十条の三 向精神薬営業者の免許は、その有効期間が満了したとき、第五十一条第二項の規定により取り消されたとき、又は次条において準用する第七条第一項の届出があつたときは、その効力を失う。

(薬局開設者等の特例)

第五十条の二十六 薬事法の規定により薬局開設の許可(その更新を含む。)を受けた者(以下この条において「薬局開設者」という。)又は医薬品(同法第八十三条に規定する医薬品を除く。以下この条において同じ。)の一般販売業の許可を受けた者は、この法律の規定(第五十条の四及び第五十条の二十四項を除く。)の適用については、それぞれ第五十条第一項の規定により向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者又は同項の規定により向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなす。ただし、当該薬局開設者又は医薬品の一般販売業の許可を受けた者が、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事に別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者に係る免許は、第五十条の三の規定により効力を失うほか、次の各号の一に該当するときは、その効力を失う。

一 薬事法第五条第二項又は第二十四条第二項の規定により同法第五条第一項又は第二十六条第一項の許可の効力が失われたとき。

二 薬事法第十条(同条第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出(廃止に係るものに限る。)があつたとき。

三 薬事法第七十五条第一項の規定により同法第五条第一項又は第二十六条第一項の許可が取り消されたとき。

3 第一項本文の場合においては、当該薬局開設者の薬局に係る薬事法第八条第三項に規定する薬局の管理者又は当該医薬品の一般販売業の許可を受けた者に係る同法第二十七条において準用する同法第八条第三項に規定する一般販売業の管理者は、第五十条の二十第一項の向精神薬取扱責任者とみなす。

4 都道府県知事は、第一項ただし書の申出があつたとき、及び同項の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者に係る免許が、第五十一条第二項の規定により取り消されたとき(薬局又は医薬品の一般販売業の業務が引き続き行われているときに限る。)は、その旨を公示するものとする。



(免許等の取消し等)

第五十一条 (略)

2 厚生大臣は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者について、都道府県知事は、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者について、これらの者がこの法律の規定、この法律の規定に基づく厚生大臣若しくは都道府県知事の処分若しくは免許若しくは許可に付した条件に違反したとき、又は第五十条第二項第二号ロからへまでの一に該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は期間を定めて、向精神薬に関する業務の停止を命ずることができる。

3 (略)



○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）

（保険医療機関及び保険薬局の指定）

第四十三条ノ三 保険医療機関又ハ保険薬局ノ指定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ病院若ハ診療所又ハ薬局ニシテ其ノ開設者ノ申請アリタルモノニ就キ都道府県知事之ヲ行フ

② 都道府県知事保険医療機関又ハ保険薬局ノ指定ノ申請アリタル場合ニ於テ当該病院若ハ診療所又ハ薬局ガ本法ノ規定ニ依リ保険医療機関若ハ保険薬局ノ指定若ハ第四十四条第一項第一号ニ規定スル特定承認保険医療機関ノ承認ヲ取り消サレ二年ヲ経過セザルモノナルトキ又ハ保険給付ニ関シ診療若ハ調剤ノ内容ノ適切ヲ欠ク虞アリトシテ重テ第四十三条ノ七第一項（第四十三条ノ十七第九項、第四十四条第十二項及第十三項、第五十九條ノ二第七項並ニ第六十九條ノ三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル指導ヲ受ケタルモノナルトキ其ノ他保険医療機関若ハ保険薬局トシテ著シク不適当ト認ムルモノナルトキハ其ノ指定ヲ拒ムコトヲ得

③ 都道府県知事保険医療機関又ハ保険薬局ノ指定ヲ拒ムニハ地方社会保険医療協議会ノ議ニ依ルコトヲ要ス

④ 第一項ノ指定ハ指定ノ日ヨリ起算シ三年ヲ経過シタルトキハ其ノ効力ヲ失フ

⑤ 保険医療機関又ハ保険薬局ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ前項ノ規定ニ依リ其ノ指定ノ効力ヲ失フ日前六月ヨリ同日前三月迄ノ間ニ別段ノ申出ナキトキハ第一項ノ申請アリタルモノト看做ス

⑥ 診療所又ハ薬局ガ医師若ハ歯科医師又ハ薬剤師ノ開設シタルモノニシテ当該開設者タル医師若ハ歯科医師又ハ薬剤師以外ノ者ガ診療又ハ調剤ニ従事セザルモノナル場合ニ於テ当該医師若ハ歯科医師又ハ薬剤師ニ就キ第四十三條ノ五第一項ノ登録アリタルトキハ当該診療所又ハ薬局ニ就キ第一項ノ指定アリタルモノト看做ス但シ当該診療所又ハ薬局ガ第二項ニ規定スル要件ニ該当スル場合ニシテ都道府県知事第一項ノ指定アリタルモノト看做スコトガ不適当ト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ（保険医療機関及び保険薬局の指定の取消）

第四十三條ノ十二 保険医療機関又ハ保険薬局ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ都道府県知事其ノ指定ヲ取消スコトヲ得

一 当該保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ当該保険薬局ニ於テ調剤ニ従事スル保険薬剤師ガ第四十三條ノ六第一項（第四十三條ノ十七第九項、第四十四条第十三項、第五十九條ノ二第七項及第六十九條ノ三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シタルトキ但シ当該違反ヲ防止スル為当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ於テ相当ノ注意及監督ガ尽サレタルトキヲ除ク

二 前号ノ外当該保険医療機関又ハ保険薬局ガ第四十三條ノ四第一項（第四十三條ノ十七第九項、第四十四条第十四項、第五十九條ノ二第八項及第六十九條ノ三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シタルトキ

三 療養ノ給付ニ関スル費用ノ請求又ハ第四十三條ノ十七第五項、第四十四条第四項若ハ第五十九條ノ二第五項（此等ノ規定ヲ第六十九條ノ三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル支払ニ関スル請求ニ付不正アリタルトキ

四 第四十三條ノ十第一項（第四十三條ノ十七第九項、第四十四条第十四項、第五十九條ノ二第八項及第六十九條ノ三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）本條ニ於テ之ニ同ジノ規定ニ依リ報告又ハ診療録其ノ他ノ帳簿書類ノ提出若ハ提示ヲ命ゼラレテ之ニ従ハズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタルト

キ

五 当該保険医療機関又ハ保険薬局ノ開設者又ハ従事者ガ第四十三条ノ第一項ノ規定ニ依リ出頭ヲ求メラレテ之ニ応ゼズ、同条同項ノ規定ニ依ル質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ当該職員ノ同条同項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタルトキ但シ当該保険医療機関又ハ保険薬局ノ従事者ガ之ヲ為シタル場合ニ於テ其ノ行為ヲ防止スル為当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ於テ相当ノ注意及監督ガ尽サレタルトキヲ除ク

六 本法以外ノ医療保険各法ニ依ル療養ノ給付若ハ被保険者若ハ被扶養者ノ療養又ハ老人保健法ニ依ル医療、入院時食事療養費ニ係ル療養若ハ特定療養費ニ係ル療養ニ関シ前各号ノ一二相当スル事由アリタルトキ



○商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律において「商品投資販売業」とは、次に掲げる行為を行う営業をいう。

一 商品投資契約の締結又はその代理若しくは媒介（以下「締結等」という。）

二 商品投資受益権の販売又はその代理若しくは媒介（以下「販売等」という。）

5 この法律において「商品投資販売業者」とは、次条の許可を受けて商品投資販売業を営む者をいう。

6 この法律において「商品投資顧問契約」とは、当事者の一方が、相手方から、商品投資（第一項各号に掲げるもののうち政令で定めるものに限る。以下「特定商品投資」という。）に係る投資判断（投資の対象となる物品の種類、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断（第一項第一号に規定する先物取引（特定商品に係る商品取引所法第二条第六項第一号に規定する取引を除く。）及び第一項第二号に規定する取引）にあつては、行うべき取引の内容及び時期についての判断）をいう。以下同じ。）の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき相手方のため特定商品投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約をいう。

7 この法律において「商品投資顧問業」とは、商品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

8 この法律において「商品投資顧問業者」とは、第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

（商品投資販売業者の許可）

第三条 商品投資販売業は、主務大臣の許可を受けた法人（外国法人については、国内に営業所を有するものに限る。）でなければ、営むことができない。

（許可の申請）

第五条 第三条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称及び住所

二 営業所の名称及び所在地

三 役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 資本の額又は出資の総額

五 業務の種類及び方法

六 他に事業を行っているときは、その事業の種類

七 その他主務省令で定める事項



2 前項の許可申請書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第六条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならぬ。

一 資本の額又は出資の総額が投資者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の法人でない者

二 第二十八条(第四十四条において準用する場合を含む。 )の規定により第三十条の許可を取り消され、その取消の日から三年を経過しない法人又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。以下「許可等」という。 )を取り消され、その取消の日から三年を経過しない法人

三 この法律、信託業法(大正十一年法律第六十五号)、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)、商品取引所法、証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(昭和五十七年法律第六十五号)、特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)、抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第十四号)若しくは金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。 )に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人

四 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 禁治産者若しくは準禁治産者又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。 )に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ニ 前号に掲げる法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八條之二、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。 )に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ホ 商品投資販売業者が第二十八条の規定により第三条の許可を取り消され、又は商品投資顧問業者が第四十四条において準用する第二十八条の規定により第三十条の許可を取り消された場合において、その取消の日前三十日以内に当該商品投資販売業者又は当該商品投資顧問業者の役員又は政令で定める使用人であつた者で当該取消の日から三年を経過しないもの

へ この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可等を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該許可等を取り消された法人の当該取消しの日前三十日以内に役員又は政令で定める使用人であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

五 業務の種類及び方法が投資者の保護のため必要なものとして主務省令で定める基準に適合しない法人

六 商品投資販売業を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有しない法人

2 主務大臣は、第三条の許可の申請があつた場合において、不許可の処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（許可の有効期間）

第七条 第三条の許可の有効期間は、許可の日から起算して三年とする。

（許可の有効期間の更新）

第八条 第三条の許可の有効期間（この項の規定による有効期間の更新を受けた場合における当該有効期間の更新に係る同条の許可の有効期間を含む。以下同じ。）の満了の後引き続き当該許可に係る商品投資販売業を営もうとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の行う有効期間の更新を受けなければならない。

2 第四条から第六条までの規定は、第三条の許可の有効期間の更新について準用する。

3 第三条の許可の有効期間の満了の日までに有効期間の更新の申請があつた場合において、その申請について有効期間の更新の承認又は拒否の通知があるまでの間は、当該申請に係る同条の許可は、同条の許可の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、有効期間の更新が承認されたときは、当該有効期間の更新に係る第三条の許可の有効期間は、従前のその許可の有効期間の満了する日の翌日から起算するものとする。

（商品投資顧問業者の許可）

第三十条 商品投資顧問業は、主務大臣の許可を受けた株式会社（外国法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するものに限る。）でなければ、営むことができない。

（許可の申請）

第三十一条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 営業所の名称及び所在地

三 取締役及び監査役の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 資本の額



五 業務の種類及び方法

六 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類

七 その他主務省令で定める事項

2 前項の許可申請書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第三十二条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 許可申請者がその営もうとする業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その者の当該業務の収支の見込みが良好なものであること。

二 許可申請者が、その人的構成に照らして、その営もうとする業務を公正かつ適確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三十条の許可をしなければならぬ。

一 資本の額が投資者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の株式会社でない者

二 第二十八条(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定により第三条若しくは第三十条の許可を取り消され、その取消の日から三年を経過しない会社又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可等を取り消され、その取消の日から三年を経過しない会社

三 第六条第一項第三号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない会社

四 取締役、監査役又は政令で定める使用人のうちに第六条第一項第四号イからへまでのいずれかに該当する者のある会社

五 業務の種類及び方法が投資者の保護のため必要なものとして主務省令で定める基準に適合しない会社

3 第六条第二項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(準用規定)

第三十三条 第四条、第七条、第八条第一項、第三項及び第四項並びに第九条から第十二条までの規定は、商品投資顧問業者について準用する。この場合において、第四条第一項中「前条」とあり、並びに第七条、第八条第一項、第三項及び第四項、第十一条第二項並びに第十二条中「第三条」とあるのは「第三十条」と、第九条中「第五条第一項第五号」とあるのは「第三十一条第一項第五号」と、第九条及び第十条中「資本の額若しくは出資の総額」とあるのは「資本の額」と、同条中「第五条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号」とあるのは「第三十一条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号」と、第十一条第一項第一号及び第四号中「法人を代表する役員」とあるのは「会社の代表取



「締役」と読み替えるものとする。

2 第四条、第三十一条及び前条の規定は、第三十条の許可の有効期間の更新について準用する。

○特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～3（略）

4 この法律において「特定債権等譲受業」とは、次に掲げる行為を行う営業をいう。

一 その譲受けの対価として当該特定債権等を譲渡した特定事業者に生ずる金銭債権（以下「基本債権」という。）を分割して顧客に対し販売させることを目的として特定債権等を譲り受けること（信託の引受けに該当するものを除く。）

二 次に掲げる契約に基づいて、特定債権等を譲り受けること。

イ 当事者の一方が相手方の営業のために出資を行い、相手方が営業としてその出資された財産を特定債権等の取得及び行使（特定物品にあっては、その譲渡又は賃貸をいう。以下同じ。）により運用し、当該運用から生ずる利益の分配及び当該出資の価額（当該出資が損失によって減少した場合にあっては、その残額）の返還（以下「利益の分配等」という。）を行うことを約する契約

ロ 各当事者が出資を行い、業務の執行を委任された者が共同の事業としてその出資された財産を特定債権等の取得及び行使により運用し、当該運用から生ずる収益の分配及び当該出資の価額に應じて分割された残余財産の価額の返還（以下「収益の分配等」という。）を行うことを約する契約

ハ イ又はロに掲げるもののほか、特定債権等に係る譲受けの事業の公正及び投資者の保護を確保することが必要な契約として政令で定めるもの

5 この法律において「特定債権等譲受業者」とは、第三十条の許可を受けて特定債権等譲受業を営む者をいう。

6 この法律において「小口債権」とは、次に掲げる権利（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券に表示され、又は表示されるべき権利を除く。）をいう。

一 特定債権等譲受業者に対する基本債権を分割した債権

二 第四項第二号イ又はロに掲げる契約（以下「特定債権等組合契約」という。）に係る利益の分配等又は収益の分配等を受ける権利

三 第四項第二号ハに掲げる契約に係る権利であって、特定債権等に係る小口債権の販売の事業の公正及び投資者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるもの

四 特定債権等の信託の収益の分配及び元本の返還を受ける権利

五 外国の法令に準拠して設立された法人（以下「外国法人」という。）に対する権利であって、前各号に掲げるものに類するもの

7 この法律において「小口債権販売業」とは、次に掲げる行為を行う営業をいう。

一 小口債権の販売を内容とする契約（以下「小口債権販売契約」という。）の締結又はその代理若しくは媒介（以下「締結等」という。）

二 特定債権等組合契約の締結の代理又は媒介

8 この法律において「小口債権販売業者」とは、第五十二条の許可を受けて小口債権販売業を営む者をいう。

第三章 特定債権等譲受業

第一節 許可

(特定債権等譲受業者の許可)

第三十条 特定債権等譲受業は、主務大臣の許可を受けた法人（外国法人については、国内に営業所を有するものに限る。）でなければ、営むことができない。ただし、その譲り受ける特定債権の債権額及び特定物品の価額の年間の合計額が政令で定める金額に満たない場合は、この限りでない。

(許可の条件)

第三十二条 第三十条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称及び住所
  - 二 営業所の名称及び所在地
  - 三 役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
  - 四 資本の額又は出資の総額
  - 五 業務の種類及び方法
  - 六 他に事業を行っているときは、その事業の種類
  - 七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項
- 2 前項の許可申請書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第三十三条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三十条の許可をしなければならない。

- 一 資本の額又は出資の総額が投資者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の法人でない者
- 二 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本又は出資の額の百分の九十に相当する額に満たない法人
- 三 第五十条（第六十五条において準用する場合を含む。）の規定により第三十条若しくは第五十二条の許可を取り消され、その取消の日から三年を経過しない法人又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。以下「許可等」という。）を取り消され、その取消の日から三年を経過しない法人
- 四 第十三条第一項に掲げる法律またはこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処



せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人

五 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 禁治産者若しくは準禁治産者又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ニ 第十三条第一号に掲げる法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴行行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ホ 特定債権等譲受業者が第五十条の規定により第三十条の許可を取り消され、又は小口債権販売業者が第六十五条において準用する第五十条の規定により第五十二条の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該特定債権等譲受業者又は当該小口債権販売業者の役員又は政令で定める使用人であった者で当該取消しの日から三年を経過しないもの

ヘ この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可等を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該許可等を取り消された法人の当該取消しの日前三十日以内に役員又は政令で定める使用人であった者で当該取消しの日から三年を経過しない者を含む。）

六 業務の種類及び方法が投資者の保護のため必要なものとして主務省令で定める基準に適合しない法人

七 特定債権等譲受業を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有しない法人

2 主務大臣は、第三十条の許可の申請があつた場合において、不許可の処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（許可の有効期間）

第三十四条 第三十条の許可の有効期間は、許可の日から起算して三年とする。

（許可の有効期間の更新）

第三十五条 第三十条の許可の有効期間（この項の規定による有効期間の更新を受けた場合における当該有効期間の更新に係る同条の許可の有効期間を含む。以下同じ。）の満了の後引き続き当該許可に係る特定債権等譲受業を営もうとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の行う有効期間の更新を受けなければならない。

2 第三十一条から第三十三条までの規定は、第三十条の許可の有効期間の更新について準用する。

3 第三十条の許可の有効期間の満了の日までに有効期間の更新の申請があつた場合において、その申請について有効期間の更新の承認又は拒否の通知があるまでの間は、当該申請に係る同条の許可は、同条の許可の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、有効期間の更新が承認されたときは、当該有効期間の更新に係る第三十条の許可の有効期間は、従前のその許可の有効期間の満了する日の翌日から起算するものとする。

#### 第四章 小口債権販売業

##### 第一節 許可

###### (小口債権販売業者の許可)

第五十二条 小口債権販売業は、主務大臣の許可を受けた法人（外国法人については、国内に営業所を有するものに限る。）でなければ、営むことができない。

###### (準用規定)

第五十四条 第三十一条、第三十二条、第三十三条（第一項第二号を除く。）、第三十四条から第三十七条まで及び第四十二条の規定は、小口債権販売業者について準用する。この場合において、第三十一条第一項中「前条」とあり、並びに第三十二条第一項、第三十三条第一項各号列記以外の部分及び第二項、第三十四条、第三十五条並びに第四十二条の規定中「第三十条」とあるのは「第五十二条」と、同条中「第三十五条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。



○ 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）をいう。

2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「第一種特定製品」とは、その製造又は輸入の事業を行う者のうちに、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が困難である者がいると認められる特定製品で政令で定めるものをいい、「第二種特定製品」とは、第一種特定製品以外の特定製品をいう。

（第一種特定製品の型式の承認）

第二十三条 登録製造事業者は、製造しようとする第一種特定製品の型式について、主務省令で定める第一種特定製品の型式の区分（次項、次条、第二十四条の二第二項及び第三十二条の四第一項において単に「型式の区分」という。）に従い、主務大臣の承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 登録の年月日及び登録番号

三 型式の区分

3 前項の申請書には、主務省令で定める数量の試験用の第一種特定製品及びその構造図その他の主務省令で定める書類を添えなければならない。ただし、第二十四条の二第一項の試験に合格した第一種特定製品について第一項の承認を受けようとするときは、当該試験に合格したことを証する書面を添えることをもって足りる。

（承認の基準）

第二十四条 主務大臣は、前条第一項の承認の申請が次の各号（次条第一項の試験に合格したことを証する書面を添えてある場合には、第二号）に該当すると認めるときは、承認をしなければならない。

一 申請に係る試験用の第一種特定製品が安全基準に適合していること。

二 申請者が申請に係る型式の区分の属する事業区分について第八条第一項の登録を受けていること。

（指定検定機関の試験）

第二十四条の二 登録製造事業者は、主務省令で定める型式の第一種特定製品については、指定検定機関の行う試験を受けることができる。

2 前項の試験を受けようとする登録製造事業者は、主務省令で定める区分に従い、次の事項を記載した申請書に第二十三条第三項の主務省令で定める数量の試験用の第一種特定製品及び同項の主務省令で定める書類を添えて、指定検定機関に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 型式の区分

3 第一項の試験においては、その試験用の第一種特定製品が安全基準に適合しているときは、これを合格とする。

(承認の有効期間)

第二十五条 第二十三条第一項の承認は、一年以上七年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の承認の更新の申請に関し必要な手続的事項は、主務省令で定める。

(表示)

第二十七条 第二十三条第一項の承認を受けた登録製造事業者は、当該承認に係る型式の第一種特定製品を製造したときは、これに主務省令で定める方式による表示を付することができる。

(表示の禁止)

第二十九条 主務大臣は、第二十三条第一項の承認を受けた登録製造事業者が製造した第一種特定製品で当該承認に係るもの(第二十六条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造されたものを除く。)が安全基準に適合していない場合において、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該登録製造事業者に対し、一年以内の期間を定めて第二十七条の規定により表示を付することを禁止することができる。

(改善命令)

第三十条 主務大臣は、次の場合には、登録製造事業者に対し、特定製造設備若しくは特定検査設備の修理若しくは改造、第八条第二項第六号の措置の改善又は第一種特定製品の製造若しくは検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 特定製造設備又は特定検査設備が第十条第一号又は第二号の主務省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。

二 第八条第二項第六号の措置が第十条第三号の主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

三 第二十六条第一項の規定に違反していると認めるとき。

(承認の失効)

第三十一条 登録製造事業者の登録がその効力を失ったときは、当該登録製造事業者に係る第二十三条第一項の承認は、その効力を失う。

(承認の取消し)

第三十二条 主務大臣は、第二十三条第一項の承認を受けた登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 第二十六条第二項の規定に違反したとき。

二 第二十九条、第三十条又は第三十五条の規定による禁止又は命令に違反したとき。



三 第八十六条第一項の条件に違反したとき。

四 不正の手段により第二十三条第一項の承認を受けたとき。

(外国登録製造事業者に係る第一種特定製品の型式の承認等)

第三十二条の四 外国登録製造事業者は、製造しようとする第一種特定製品であつて本邦に輸出されるものの型式について、型式の区分に従い、主務大臣の承認を受けることができる。

2 第二十三条第二項及び第三項、第二十四条、第二十五条並びに第三十一条の規定は前項の承認に、第二十六条(第一項ただし書第一号を除く。第二十七条、第二十九条及び第三十五条(第一号及び第三号を除く。))の規定は前項の承認を受けた者に準用する。この場合において、第二十四条第二号中「第八条第一項」とあるのは「第三十二条の二第一項」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「当該承認に係る型式の第一種特定製品」とあるのは「当該承認に係る型式の第一種特定製品で本邦に輸出されるもの」と、第二十六条第一項ただし書第二号中「輸出用以外の特定」とあるのは「特定」と、第二十九条及び第三十五条第二号中「第一種特定製品」とあるのは「本邦に輸出される第一種特定製品」と、第二十九条中「期間を定めて」とあるのは「期間を定めて本邦に輸出される第一種特定製品に」と、「付することを禁止する」とあるのは「付さないよう請求する」と、第三十五条中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(外国登録製造事業者に係る承認の取消し)

第三十二条の五 主務大臣は、前条第一項の承認を受けた外国登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 第三十二条の二第二項において準用する第十三条第二項若しくは第十四条又は前条第二項において準用する第二十六条第二項の規定に違反したとき。

二 第三十二条の二第二項において準用する第三十条又は前条第二項において準用する第二十九条若しくは第三十五条(第一号及び第三号を除く。))の規定による請求に応じなかつたとき。

三 第八十六条第一項の条件に違反したとき。

四 不正の手段により前条第一項の承認を受けたとき。

(危害防止命令)

第三十五条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認めるときにおいて、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第四条第一項の規定に違反して特定製品を販売したこと。

二 第二十三条第一項の承認を受けた登録製造事業者が当該承認に係る第一種特定製品で安全基準に適合しないものを製造し、又は販売したこ

と（第二十六条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造した場合を除く。）。

三 届出事業者がその届出に係る型式の第二種特定製品で安全基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと（第三十二条の七第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸出した場合を除く。）。



○ 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（抄）

（容器再検査）

第四十九条 容器再検査は、通商産業大臣、協会、指定容器検査機関又は通商産業大臣が行う容器検査所の登録を受けた者が通商産業省令で定める方法により行う。

2 容器再検査においては、その容器が通商産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格に適合しているときは、これを合格とする。

3 通商産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、容器が容器再検査に合格した場合において、その容器が第四十五条第一項の通商産業省令で定める容器以外のものであるときは、速やかに、通商産業省令で定めるところにより、その容器に、刻印をしなければならない。

4 通商産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、容器が容器再検査に合格した場合において、その容器が第四十五条第一項の通商産業省令で定める容器であるときは、速やかに、通商産業省令で定めるところにより、その容器に、標章を掲示しなければならない。

5 何人も、前二項に規定する場合のほか、容器に、第三項の刻印若しくは前項の標章の掲示又はこれらと紛らわしい刻印若しくは標章の掲示をしてはならない。

6 容器検査所の登録を受けた者が容器再検査を行うべき場所は、その登録を受けた容器検査所とする。

（附属品再検査）

第四十九条の四 附属品再検査は、通商産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者が通商産業省令で定める方法により行う。

2 附属品再検査においては、その附属品が通商産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格に適合しているときは、これを合格とする。

3 通商産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、附属品が附属品再検査に合格したときは、速やかに、通商産業省令で定めるところにより、その附属品に、刻印をしなければならない。

4 何人も、前項に規定する場合のほか、附属品に、同項の刻印又はこれと紛らわしい刻印をしてはならない。

5 第四十九条第六項の規定は、附属品再検査を行うべき場所に準用する。

（容器検査所の登録）

第五十条 容器検査所の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、効力を失う。

2 第七条各号の一に該当する者又は第五十三条の規定により登録を取り消され、取消の日から二年を経過しない者は、容器検査所の登録又はその更新を受けることができない。

3 通商産業大臣は、容器検査所の登録又はその更新の申請があつた場合において、その容器検査所の検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、登録又はその更新をしなければならない。

4 通商産業大臣は、容器再検査又は附属品再検査の実施を適正にするため特に必要があると認めるときは、容器検査所の登録又はその更新に際し、その容器検査所において容器再検査又は附属品再検査を行うことができる容器又は附属品の種類を制限することができる。

(登録を受けた者の義務)

第五十一条 容器検査所の登録を受けた者は、容器再検査又は附属品再検査を行うべきことを求められたときは、正当な事由がある場合を除き、遅滞なく、容器再検査又は附属品再検査を行わなければならない。

2 容器検査所の登録を受けた者は、容器検査所の検査設備を、前条第三項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(検査主任者)

第五十二条 容器検査所の登録を受けた者は、容器検査所ごとに、通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者又は製造保安責任者免状の交付を受けている者のうちから、検査主任者を選任し、容器再検査又は附属品再検査の実施について監督させなければならない。

2 容器検査所の登録を受けた者は、前項の規定により検査主任者を選任したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 検査主任者は、誠実にその職務を行わなければならない。

4 通商産業大臣は、検査主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はその者にその職務を行わせることが容器再検査若しくは附属品再検査の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、容器検査所の登録を受けた者に対し、検査主任者の解任を命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十三条 通商産業大臣は、容器検査所の登録を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて容器再検査若しくは附属品再検査の停止を命ずることができる。

一 第七条第二号から第四号までに該当するに至つたとき。

二 第四十九条第三項から第五項まで、第四十九条の四第三項若しくは第四項、第五十一条又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第五十条第四項の規定による制限又は前条第四項の規定による命令に違反したとき。

四 第六十条第一項の規定による帳簿の記載をせず、又は帳簿に虚偽の記載をしたとき。

五 容器検査所の登録を受けた者が第一種製造者である場合において、第三十八条第一項第一号から第五号までの規定により第五条第一項の許可を取り消されたとき。

(容器検査所の廃止の届出)



第五十六条の二 容器検査所の登録を受けた者は、容器再検査又は附属品再検査の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

○鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（抄）

（鉱業権）

第五条 この法律において「鉱業権」とは、登録を受けた一定の土地の区域（以下「鉱区」という。）において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。

（租鉱権）

第六条 この法律において「租鉱権」とは、設定行為に基き、他人の鉱区において、鉱業権の目的となつてゐる鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。

（種類）

第十一条 鉱業権は、試掘権及び採掘権とする。

（存続期間及びその延長）

第七十六条 租鉱権の存続期間は、登録の日から五年以内とする。

2 前項の期間は、その満了に際し、延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、五年をこえることができない。

4 租鉱権者及び採掘権者は、第二項の規定により存続期間を延長しようとするときは、省令で定める手続に従い、契約書を添えて通商産業局長に申請し、その認可を受けなければならない。

（設定の申請）

第七十七条 租鉱権を設定しようとするときは、租鉱権者となろうとする者及び採掘権者は、省令で定める手続に従い、左に掲げる事項を記載した申請書に区域図、租鉱権の設定を必要とする理由を記載した書面及びその設定に関する契約書を添えて、通商産業局長に提出し、その認可を受けなければならない。

一 申請の区域の所在地

二 申請の区域の面積

三 目的とする鉱物の名称

四 採掘権の登録番号

五 鉱床を特定したときは、その鉱床

六 存続期間

七 租鉱料を支払うべきときは、租鉱料並びにその支払いの時期及び方法

八 氏名又は名称及び住所



- 2 特定の鉱床を目的として租鉱権を設定しようとするときは、前項の書類の外、申請書に鉱床図及びその説明書を添えなければならない。
- 3 通商産業局長は、残鉱の掘採その他鉱区の一部における鉱物の経済的開発を行うため必要があると認めるときでなければ、第一項の規定による申請を認可してはならない。
- 4 租鉱権者となろうとする者が租鉱権の設定の認可の通知を受けた日から三十日以内に、省令で定める手続に従い、登録免許税を納付しないときは、認可は、その効力を失う。

○ 水洗炭業に関する法律（昭和三十三年法律第三百三十四号） （抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、水洗炭業者の登録の実施、その作業方法の規制等により、水洗炭業による被害を防止し、その事業の健全な運営を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「水洗炭業」とは、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の適用を受ける事業以外の事業であつて石炭の掘採により生じた廃石（以下「ぼた」という。）を水洗することにより、石炭を採取する事業及び石炭を水洗する事業をいい、「水洗炭業者」とは、水洗炭業を営む者をいう。

第二章 登録

（登録）

第三条 水洗炭業を営もうとする者は、この法律で定めるところにより、登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、一年間有効とする。

3 第一項の登録の有効期間終了の後引き続き水洗炭業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。この場合において当該登録は、一年間有効とする。

（登録の申請）

第四条 前条の登録を受けようとする者（同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者を含む。以下「登録申請者」という。）は、省令で定めるところにより、その事業を行う場所を管轄する都道府県 知事に、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 事業を行う場所

三 法人である場合においては、その資本金額（出資総額を含む。）及び役員の名

四 水洗施設

五 沈でん池その他の水洗炭業による被害を防止するための施設

六 排出される土砂の廃棄方法

2 前項の登録申請書には、水洗施設の位置を示す図面及び省令で定める事項を記載した書類（以下「添附書類」という。）を添附しなければならない。

（登録の実施及び登録の通知）



第五条 都道府県知事は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、第七条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を水洗炭業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

(禁止行為)

第六条 前条第一項の規定による登録を受けない者は、水洗炭業を営むことができない。

2 3 (略)

(登録の拒否)

第七条 都道府県知事は、登録申請者が次の各号の一に該当するとき、又は登録申請者に係る水洗炭業の施業が河川、道路その他の公共の用に供する施設を損傷し、若しくは農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反することとなると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第十一条(第一号に該当する場合を除く。)の規定又は第十四条の規定により登録を取り消され、登録の取消しの日から二年を経過しない者

二 この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 法人でその役員のうち前二号の一に該当する者のあるもの

2 都道府県知事は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を附してその旨を登録申請者に通知しなければならない。

### 第三章 事業の規制

(事業改善の命令)

第十三条 都道府県知事は、当該水洗炭業の施業が河川、道路その他の公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉を阻害しており、又は阻害するおそれがあると認めるときは、当該水洗炭業者に対し、期限を附して次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

一 作業方法を変更すること。

二 水洗施設の位置を変更すること。

三 水洗炭業による被害を防止するための施設を設置し又は改善すること。

四 前各号に掲げるもののほか、水洗炭業による被害を防止し、又は除去するために必要な措置をとること。

2 3 (略)

(事業停止命令等)

第十四条 都道府県知事は、水洗炭業者が前条第一項の規定による命令に違反したとき、又は第二十一条の規定による保証金を供託しなかつたときは、六月以内の期間を定めて、その事業の全部又は一部の停止を命じ、又は第五条第一項の登録を取り消すことができる。

(報告徴収及び立入検査)

第十五条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、水洗炭業者からその業務に関する報告を徴し、又はその職員に、その事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係人に質問させることができる。

23 (略)

第五章 雑則

(市町村長との関係)

第三十条 この法律の規定による都道府県知事に対する登録の申請(更新の登録の申請を含む。以下同じ。)、届出及び報告は、当該事業を行う場所を管轄する市町村長を経由してしなければならない。

24 (略)

第六章 罰則

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

三 虚偽又は不正の事実に基づいて第五条第一項の規定による登録を受けた者

四 (略)

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定による登録申請書又は同条第二項の規定による添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二三 (略)

○ 水洗炭業に関する法律施行規則

(登録の申請)

第一条 水洗炭業に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の登録または同条第三項の更新の登録を受けようとする者は、様式第一による登録申請書とその事業を行う場所を管轄する都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）に提出しなければならない。

2 前項の場合において、更新の登録を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の三十日前までに登録申請書を提出しなければならない。

(添付書類の記載事項)

第二条 法第四条第二項に規定する省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 事業を行う場所ごとの事業の計画ならびに主要機械および主要装置の明細

二 法第七条第一項第一号から第三号までの規定に該当しない旨の説明

三 水洗炭業の施業に係る行為が他の法令または地方公共団体の条例もしくは規則の規定により許可を要する場合は、その許可を受けていることの説明

四 ほかを採取する権利についての説明

五 公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和三十三年法律第百八十一号）第五条第一項に規定する指定水域に廃水を排出する場合は、当該指定水域に係る同条第二項に規定する水質基準を遵守することができる旨の説明



○旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（抄）

（登録）

第三条 旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、運輸大臣の行う登録を受けなければならない。

（登録の実施）

第五条 運輸大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 運輸大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第六条 運輸大臣は、登録の申請者が次の各号の一に該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 第十九条の規定により旅行業又は旅行業者代理業の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で、当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。）

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者

三 申請前五年以内に旅行業務に関し不正な行為をした者

四 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号の一に該当するもの

五 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

六 法人であつて、その役員のうち第一号から第三号まで又は前号の一に該当する者があるもの

七 営業所ごとに第十一条の二の規定による旅行業務取扱主任者を確実に選任すると認められない者

八 旅行業を営もうとする者であつて、当該事業を遂行するために必要と認められる第四条第一項第四号の業務の範囲の別ごとに運輸省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの

九 旅行業者代理業を営もうとする者であつて、その代理する旅行業を営む者が二以上であるもの

2 運輸大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（有効期間の更新の登録）

第六条の三 旅行業の登録の有効期間満了の後引き続き旅行業を営もうとする者は、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣の行う有効期間の更

新の登録を受けなければならない。

2 第五条から前条までの規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替える。

3 前条の登録の有効期間の満了の日までに更新の登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第五条第二項又は第六条第二項の通知があるまでの間は、当該申請に係る登録は、前条の登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。



○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）  
（登録）

第十八条 試験に合格した者で、宅地若しくは建物の取引に關し建設省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は建設大臣がその実務の経験を有するものと同年以上の能力を有すると認められたものは、建設省令の定めるところにより、当該試験を行つた都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号の一に該当する者については、この限りでない。

一 宅地建物取引業に係る営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 破産者で復権を得ないもの

四 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより第三条第一項の免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの）

四の二 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当するとして免許の取消処分聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十一条第一項第五号の規定による届出があつた者（宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

四の三 第五条第一項第二号の三に該当する者

五 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五の二 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八條の二、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 第六十八条の二第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当することにより登録の取消の処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

七 第六十八条の二第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当するとして登録の取消の処分の聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に登録の取消の申請をした者（登録の取消の申請について相当の理由がある者を除く。）で当該登録が消除された日から五年を経過しないもの

八 第六十八条第二項又は第四項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第二十二條第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が満了しない者

2 前項の登録は、都道府県知事が、宅地建物取引主任者資格登録簿に氏名、生年月日、住所その他建設省令で定める事項並びに登録番号及び登録



年月日を登載してするものとする。

(取引主任者証の交付等)

第二十二條の二 第十八條第一項の登録を受けている者は、登録をしている都道府県知事に対し、宅地建物取引主任者証(以下「取引主任者証」という。)の交付を申請することができる。

2 取引主任者証の交付を受けようとする者は、登録をしている都道府県知事が建設省令の定めるところにより指定する講習で交付の申請前六月以内に行われるものを受講しなければならない。ただし、試験に合格した日から一年以内に取り主任者証の交付を受けようとする者又は第五項に規定する取引主任者証の交付を受けようとする者については、この限りでない。

3 取引主任者証(第五項の規定により交付された取引主任者証を除く。)の有効期間は、三年とする。

4 取引主任者証が交付された後第十九條の二の規定により登録の移転があつたときは、当該取引主任者証は、その効力を失う。

5 前項に規定する場合において、登録の移転の申請とともに取引主任者証の交付の申請があつたときは、移転後の都道府県知事は、前項の取引主任者証の有効期間が経過するまでの期間を有効期間とする取引主任者証を交付しなければならない。

6 取引主任者は、第十八條第一項の登録が消除されたとき、又は取引主任者証が効力を失つたときは、速やかに、取引主任者証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

7 取引主任者は、第六十八條第二項又は第四項の規定による禁止の処分を受けたときは、速やかに、取引主任者証をその交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

8 前項の規定により取引主任者証の提出を受けた都道府県知事は、同項の禁止の期間が満了した場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに、当該取引主任者証を返還しなければならない。

(取引主任者証の有効期間の更新)

第二十二條の三 取引主任者証の有効期間は、申請により更新する。

2 前条第二項本文の規定は取引主任者証の有効期間の更新を受けようとする者について、同条第三項の規定は更新後の取引主任者証の有効期間について準用する。

(取引主任者証の提示)

第二十二條の四 取引主任者は、取引の関係者から請求があつたときは、取引主任者証を提示しなければならない。